

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長

松井 一 實

| 事業者             | 事業所                |                       | 廃止年月日      | サービスの種類        |
|-----------------|--------------------|-----------------------|------------|----------------|
|                 | 名称                 | 所在地                   |            |                |
| 株式会社makotono    | 訪問介護ステーションいんくる     | 広島市南区西本浦町11番8号        | 令和7年10月31日 | 訪問介護           |
| 株式会社シーセブンアソシエイツ | 在宅看護ステーションカピリナ     | 広島市中区十日市町二丁目9番24-202号 | 令和7年10月31日 | 訪問看護及び介護予防訪問看護 |
| 株式会社ハニービー       | ナースステーションHoney-Bee | 広島市西区庚午北四丁目6番25号      | 令和7年10月31日 | 訪問看護及び介護予防訪問看護 |
| 医療法人社団まりも会      | デイサービスサポートひらまつ     | 広島市南区比治山本町11番32号      | 令和7年10月31日 | 通所介護           |